

三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）
中間案

令和元（2019）年 10 月

三 重 県

知事あいさつ

知事あいさつ挿入予定

三重県知事 鈴木 英敬

目 次

I 計画策定について

| | |
|-----------------------|---|
| 1 策定の経緯・趣旨 | |
| (1) はじめに | 1 |
| (2) 国の動き | 1 |
| (3) 本県の動き | 1 |
| 2 計画の性格 | 2 |
| 3 計画の期間 | 3 |
| ○三重県警察における犯罪被害者等支援の取組 | 3 |

II 犯罪被害者等の現状等について

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 県内における犯罪等の状況 | |
| (1) 犯罪の発生状況 | 4 |
| ○津地方検察庁における犯罪被害者等支援の取組 | 4 |
| (2) 重要犯罪の発生状況 | 5 |
| (3) 交通事故の発生状況 | 5 |
| 2 犯罪被害者等の置かれている状況 | |
| (1) 直接的被害 | 6 |
| (2) 心身の不調 | 6 |
| (3) 生活上の問題 | 6 |
| (4) 周囲の人の言動等による精神的苦痛 | 6 |
| 3 三重県における犯罪被害者等の実態等に関する調査結果 | |
| (1) 犯罪被害者等実態調査の概要 | 7 |
| (2) DV被害者の相談経験について | 10 |
| ○公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの取組 | 11 |

III 基本方針

IV 犯罪被害者等支援に関する具体的施策について

| | |
|---|----|
| 1 特に注力して取り組む必要のある施策 | 13 |
| 2 具体的施策の体系 | 14 |
| 3 具体的施策 | 15 |
| (1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援 | |
| A 相談及び情報の提供（条例第15、18条） | 15 |

| | |
|----------------------------------|----|
| ○みえ性暴力被害者支援センター よりこの取組 | 17 |
| B 被害の早期回復・軽減のための支援（条例第 16、17 条） | 18 |
| C 生活再建に対する支援（条例第 19～21 条） | 20 |
| ○三重弁護士会における犯罪被害者等支援の取組 | 22 |
| ○日本司法支援センター（法テラス）における犯罪被害者等支援の取組 | 22 |
| (2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進 | |
| A 支援体制の整備（条例第 8、第 10～13 条） | 23 |
| B 犯罪被害者等への理解の促進（第 22、23 条） | 27 |
| 4 進捗管理 | 29 |

V 資料

- 1 三重県犯罪被害者等推進計画用語集
- 2 三重県犯罪被害者等支援条例
- 3 犯罪被害者等基本法
- 4 「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」制定にあたっての犯罪被害者等
実態調査結果
- 5 相談窓口・総合的対応窓口一覧
- 6 三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会名簿
- 7 三重県犯罪被害者等見舞金給付要領

I 計画の策定について

1 策定の経緯・趣旨

(1) はじめに

安全に安心して暮らすことは、県民すべての願いです。しかし、犯罪等*¹抑止の努力が重ねられてきているにも関わらず、不幸にして犯罪等に巻き込まれる方は、跡を絶ちません。

犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族又はご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害に加え、周囲の偏見や心無い言動等による心身の不調、経済的な損失等、いわゆる「二次被害」や、加害者からの更なる被害（以下「再被害」という。）や再被害を受けるかもしれない恐怖、不安等に苦しめられます。

犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復、又は軽減し、生活を再建していくためには、様々な関係機関が連携し、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援を途切れることなく提供するとともに、県民や事業者など周囲の方々が、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等を支える社会を形成していくことが必要です。また、犯罪被害者等が県内どこにいても必要な支援を受けることができ、犯罪被害者等に寄り添った支援を実施することが重要であると考えます。

※犯罪等：犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。（条例第2条）

(2) 国の動き

国においては、平成16(2004)年に犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）が制定されました。基本法では、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。

さらに平成17(2005)年には、犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会をめざして、犯罪被害者等基本計画が策定され、犯罪被害者等支援の拡充が図られてきました。現在、第3次犯罪被害者等基本計画(平成28(2016)年度から32(2020)年度)が示されています。

(3) 本県の動き

県では、平成9(1997)年に人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現をめざし、人権が尊重される三重をつくる条例を制定しました。この条例に基づき、人権施策の基本となる方針（以下、「人権施策基本方針」という。）を定めることとしており、平成18(2006)年3月、第一次改訂時に人権施策基本方

針の人権課題のための施策の一つとして「犯罪被害者等」が加えられ、犯罪被害者等の人権擁護に関する啓発や権利保護の推進に向け、取り組んできました。

一方で、平成 18（2006）年 9 月には、基本法の趣旨に則り、三重県犯罪被害者等支援施策連絡会議（現：三重県安全安心まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議）を設置し、庁内関係各課との連携を図ってきました。

さらに、犯罪被害者等支援施策市町担当者会議の開催を通して、市町との情報共有を図り、協力して県内の犯罪被害者等支援の促進に努めてきました。

また、平成 27（2015）年には、被害が潜在化しがちな性犯罪・性暴力被害に遭った方からの相談や付き添い支援等を行うため、「みえ性暴力被害支援センター よりこ」を設立したほか、平成 29（2017）年には、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」に基づく「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」において、「犯罪被害者等支援」を重点テーマに設定し、取組を進めてきました。

しかし、平成 30（2018）年に県が犯罪被害者等を対象に実施した調査では、犯罪被害者等が、支援に関する適切な情報提供を受けられていない、さまざまな二次被害に苦しんでいるといった現状が明らかとなり、犯罪被害者等を取り巻く社会的な環境は、依然厳しいことがわかりました。

そのため、県では、平成 31（2019）年 3 月、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に、三重県犯罪被害者等支援条例（平成 31（2019）年三重県条例第 3 号。以下「条例」という。）を制定しました。

本計画は、本県における犯罪被害者等支援に関する基本方針及び具体的施策について定めるものです。

本計画策定にあたり、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」、それに基づく「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」は犯罪を未然に防止する施策、「三重県犯罪被害者等支援条例」及びそれに基づく本計画は、不幸にも犯罪が発生した後の施策として、両者を車の両輪のような関係で安全で安心なまちづくりを進めていきます。

2 計画の性格

本計画は、条例第 9 条の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

本計画は、県の総合計画「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」がめざす「幸福実感日本一」の実現に向けたひとつの施策となる「犯罪に強いまちづくり」の

中の「犯罪被害者等支援の充実」を進めるための個別計画として位置づけられています。

また、国が策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」においては、地方自治体の各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励されています。本計画もSDGsの理念『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現』を共有するもので、特に「3. すべての人に健康と福祉を」「5. ジェンダー平等を実現しよう」「10. 人や国の不平等をなくそう」「16. 平和と公正をすべての人に」これらの目標の達成に関連しています。

OSDGsの17の目標（GOALS）のうち、本計画と関連の強いもの



3 計画の期間

計画の期間は、令和2（2020）年度から令和5（2024）年度までとします。

計画の期間内であっても犯罪被害者等のニーズや取り巻く環境等の変化、施策の進捗状況を踏まえて、必要に応じて、計画の見直しを行います。

○三重県警察における犯罪被害者等支援の取組

警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止などを通じ犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担う機関です。

県警察では、各警察署等の被害者支援要員による付き添い等支援や臨床心理士資格をもつ職員によるカウンセリング、犯罪被害給付制度の運用、医療費等の一部の公費負担など、犯罪被害者等の視点に立った各種施策の推進に努めています。

また、「犯罪被害者支援を考える集い」の開催などにより、県民の皆さんに犯罪被害者等支援について理解を深めていただき、犯罪被害者等を支える社会を形成するための活動を行っています。

今後も犯罪の抑止・検挙のみならず、犯罪等により被害に遭われた方に寄り添った支援を推進し、「安全で安心な三重」の実現をめざします。

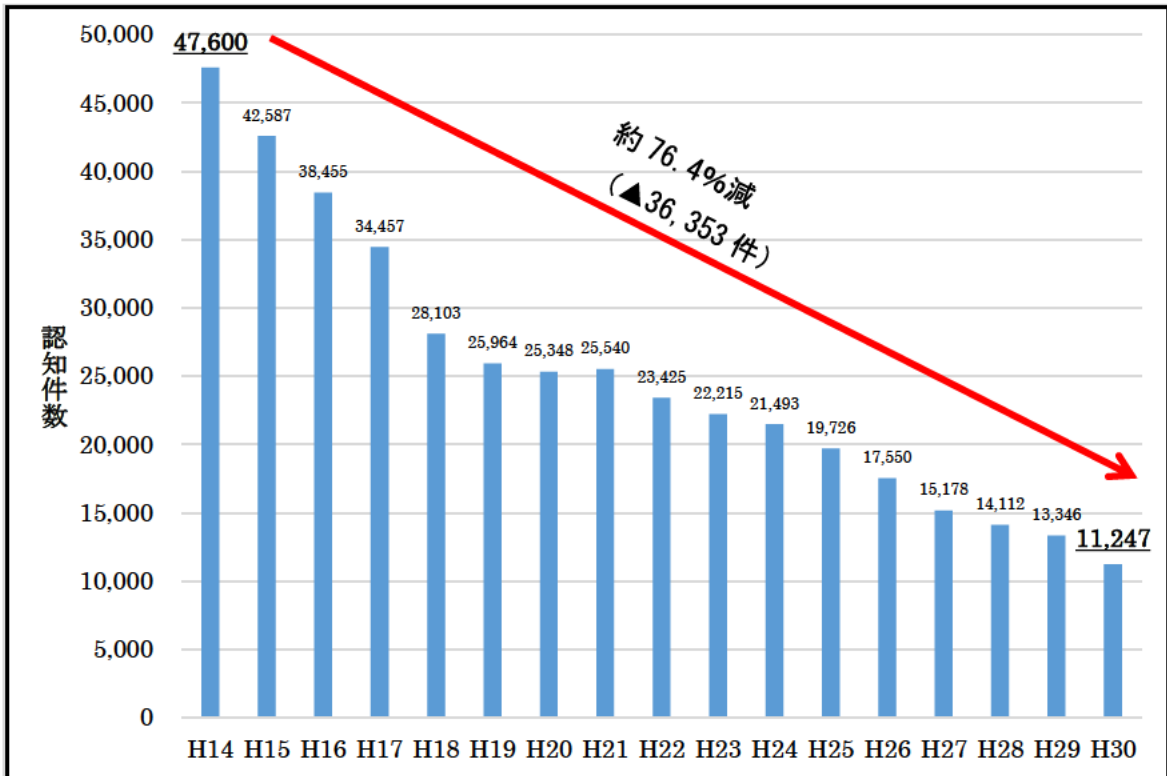


II 犯罪被害者等の現状について

1 県内における犯罪等の現状

(1) 犯罪の発生状況

県内の刑法犯認知件数は、平成14(2002)年の47,600件をピークに年々減少しており、平成30(2018)年中は、11,247件(前年比2,099件減)であり、平成14年と比べると約76.4%減少しています。



資料：三重県警察調べ

○津地方検察庁における犯罪被害者等支援の取組

検察庁は、刑事事件を捜査して、裁判所に起訴し、その犯人を処罰することを通じ、社会正義を実現して市民生活や社会経済の基礎である法秩序を守ることを役割としています。

捜査や裁判を行うためには、犯罪被害者等の方々の協力が必要であり、その協力によって、事件の真相が明らかになり、犯人に対し、犯した罪の重さにふさわしい刑罰を科すことが可能になります。犯罪によってさまざまな困難に直面した犯罪被害者等に対しては、適切なサポートが必要です。

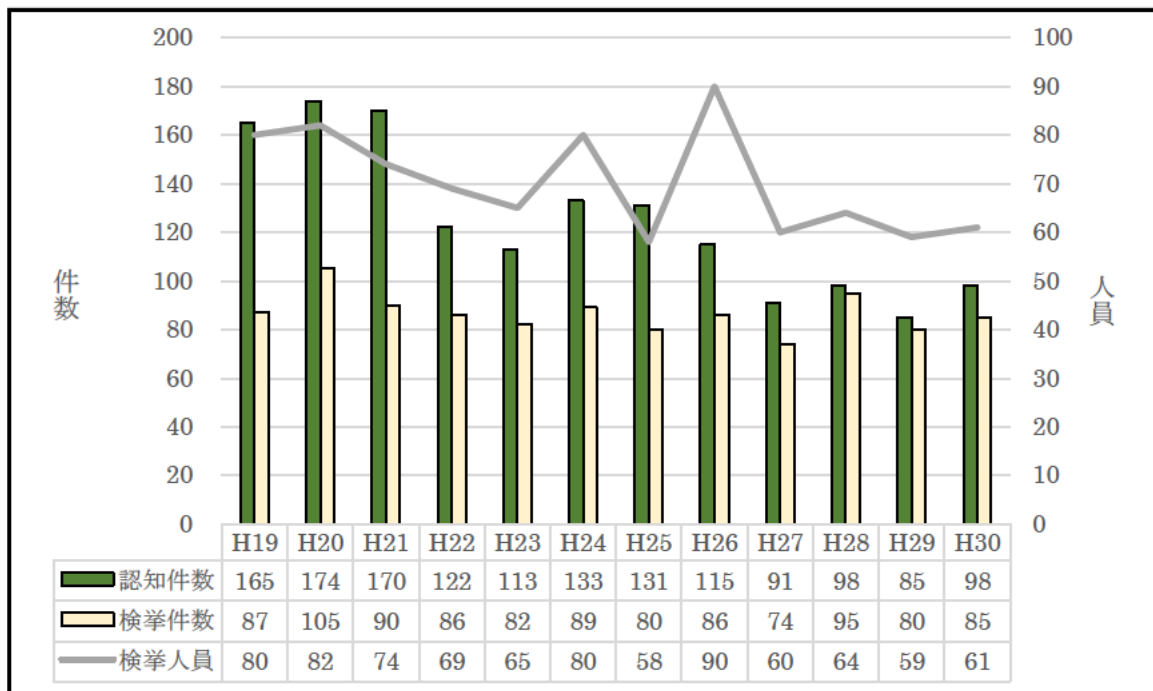
検察庁では、被害者ホットラインを設置し、犯罪被害者等からの問合せに応じるとともに被害者支援員を配置し、相談、法廷への付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続きの手助けを行うほか、被害者等通知制度により事件の処分結果等を提供するなど犯罪被害者等の保護と支援に努めています。



出典：法務省ウェブサイト

(2) 重要犯罪の発生状況

県民の治安に対する信頼感に大きく関わりのある重要犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等の凶悪犯に略取誘拐・人身売買、強制わいせつを加えたものをいう。）の認知件数は、平成 19（2007）年以降、減少と増加を繰り返しながら、長期的には減少傾向を続けていましたが、平成 30（2018）年は平成 29（2017）年に比べ、15.3%増加しました。



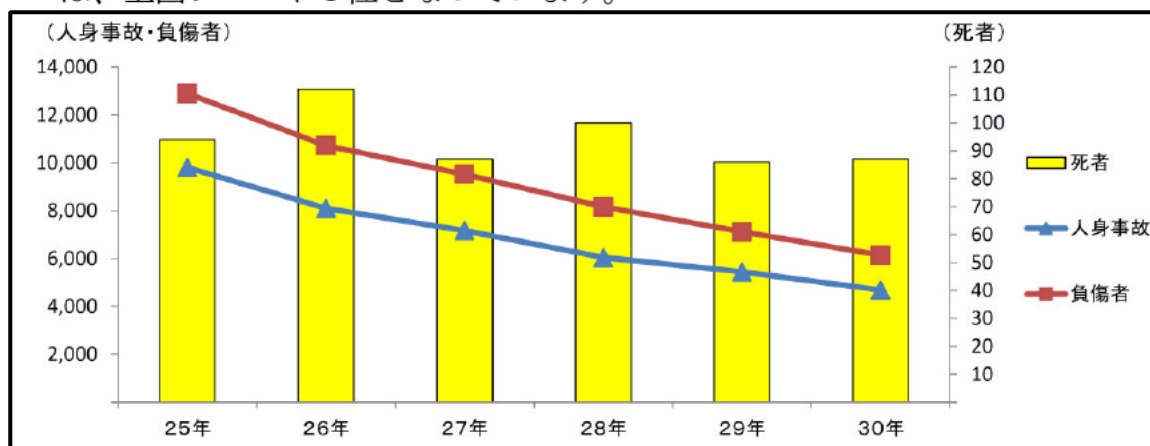
資料：三重県警察調べ

(3) 交通事故の発生状況

県内の交通人身事故の発生状況は、平成 30（2018）年中 4,687 件で前年と比べて 754 件減少しました。

交通事故死者数は、87 人で過去最少を記録した平成 29（2017）年から 1 人増加しました。

なお、三重県の平成 30（2018）年中の人口 10 万人当たりの交通事故死者数は、全国ワースト 3 位となっています。



出典：三重県警察「三重県の交通事故」

2 犯罪被害者等が置かれている状況

(1) 直接的被害

犯罪被害者等は、平穏な日常生活を送る中、思いがけず犯罪被害に遭ったことで、生命を奪われ、あるいは、家族等を失い、傷害を負い、財産を奪われるといった直接的な被害を受けます。

さらに、加害者から再被害を受け、一層重大な被害を受ける場合もあります。

(2) 心身の不調

犯罪被害者等は、事件により大きな精神的ショックを受けることで不眠や食欲不振、集中力の低下等の心身にさまざまな不調が現れます。

また、加害者から再被害を受けるかもしれないという恐怖や不安に苦しめられる場合もあります。

これらにより、一時的に家事や育児、仕事といった事件前には当たり前でできていたことができなくなることがあります。

場合によっては、一時的な精神反応にとどまらず、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の疾患をきたすこともあります。

(3) 生活上の問題

けがの治療や精神的ケアのための医療費や裁判等のための弁護士費用、家事や育児が手につかなくなったことによる外食や託児サービスの利用増加などあらゆる面で支出が増加します。

加えて、仕事上において、治療や捜査・裁判等のための欠勤が増加し、結果、休職や失職を余儀なくされることもあります。

このように支出が増加する一方で収入が途絶し、経済的に困窮することも少なくありません。

また、自宅が事件現場になった場合や再被害から逃れるために転居を必要とする場合があるほか、被害直後の平穏な日常生活を失い、心身ともに消耗している状態の中でも、行政手続きや司法手続きを自ら赴いて行うという大きな負担を抱えています。

(4) 周囲の人の言動等による精神的苦痛

人から危害を加えられ、人間社会に対する信頼が揺らぐ中、周囲からの好奇の目、偏見や誤解による心無い言動や中傷、興味本位の質問、インターネット上のいわれなき書き込み、過剰な報道の取材などが大きな精神的苦痛となっています。

周囲に不信を募らせ、社会から孤立することも多く、こうした被害後における精神的被害も極めて深刻です。

3 三重県における犯罪被害者等の実態等に関する調査結果

(1) 犯罪被害者等実態調査の概要

県では、条例を検討するにあたり、犯罪被害者等が置かれている状況や必要な支援を把握するため、平成30(2018)年6月29日から8月31日までの間、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに実際に相談を行っている犯罪被害者等を対象にアンケート調査を実施しました。

回答者数 24 名 (対象者数 35 名)

内訳：犯罪被害者本人 10 名

犯罪被害者の親族 14 名 (配偶者 3 名、親 8 名、子 2 名、兄妹 1 名)

① 被害後の問題

i 経済面について

「収入が減り、生活が苦しくなった」、「事件に関連して、医療費、交通費、裁判費用などの負担が生じた」との質問に「あてはまる」、「ややあてはまる」と回答した方は、それぞれ 63%、67%でした。

経済面について

(%)

| 区分 | 全くあてはまらない | あまりあてはまらない | ややあてはまる | あてはまる | 不明 |
|---------------------------------|-----------|------------|---------|-------|----|
| ① 収入が減り、生活が苦しくなった | 12 | 17 | 17 | 46 | 8 |
| ② 事件に関連して、医療費、交通費、裁判費用などの負担が生じた | 25 | 0 | 21 | 46 | 8 |
| ③ 事件がきっかけで退職・休職しなければならなかった | 33 | 0 | 8 | 46 | 13 |
| ④ 裁判で損害賠償請求が認められたが、賠償金が支払われていない | 58 | 0 | 4 | 17 | 21 |

ii 生活面について

「役所の手続きが分からず困った」との質問に「あてはまる」、「ややあてはまる」と回答した方は、67%でした。また、自由記載では、「家事や育児ができなくなった」等と回答した方が多くみられました。

生活面について

(%)

| 区分 | 全くあてはまらない | あまりあてはまらない | ややあてはまる | あてはまる | 不明 |
|----------------------|-----------|------------|---------|-------|----|
| ① 家事、育児、介護などが出来なくなった | 29 | 4 | 21 | 25 | 21 |
| ② マスコミの取材で生活に支障が出た | 58 | 9 | 0 | 29 | 4 |
| ③ 転居しなければならなかった | 42 | 21 | 12 | 12 | 13 |
| ④ 刑事手続きについて分からず困った | 25 | 8 | 17 | 37 | 13 |
| ⑤ 民事裁判の手続きが分からず困った | 29 | 12 | 13 | 29 | 17 |
| ⑥ 役所の手続きが分からず困った | 17 | 8 | 25 | 42 | 8 |

iii 心身の不調について

「不眠、食欲減退などの症状が1ヵ月以上続いた」、「心身の不調のため、医療機関で治療を受けた」、「無力感に苛まれた」との質問に「あてはまる」、「ややあてはまる」と回答した方は、それぞれ92%、62%、88%でした。

また、この項目は、すべての質問に「あてはまる」と回答された割合が他の質問項目に比べて高いという特徴がありました。

心身の不調について

(%)

| 区分 | 全くあてはまらない | あまりあてはまらない | ややあてはまる | あてはまる | 不明 |
|-------------------------|-----------|------------|---------|-------|----|
| ① 不眠、食欲減退などの症状が1ヵ月以上続いた | 4 | 0 | 17 | 75 | 4 |
| ② 心身の不調のため、医療機関で治療を受けた | 17 | 8 | 4 | 58 | 13 |
| ③ 無力感に苛まれた | 4 | 8 | 21 | 67 | 0 |

iv 人間関係について

「人目が気になり、外出できなくなった」との質問に「あてはまる」、「ややあてはまる」と回答した方は、71%でした。また、自由記載では、「職場での嫌がらせや噂、悪口がひどかった」、「近所の方に心無い言葉をかけられた」といった二次被害についての回答がみられました。

人間関係について

(%)

| 区分 | 全くあてはまらない | あまりあてはまらない | ややあてはまる | あてはまる | 不明 |
|----------------------------|-----------|------------|---------|-------|----|
| ① 事件後、家族関係が悪くなってしまった | 42 | 12 | 21 | 21 | 4 |
| ② 人目が気になり、外出できなくなった | 17 | 12 | 33 | 38 | 0 |
| ③ 噂をたてられたり、心ない言葉に傷つけられたりした | 34 | 8 | 17 | 33 | 8 |
| ④ インターネット等で誹謗中傷をうけた | 42 | 12 | 13 | 25 | 8 |
| ⑤ 相談できる人がいなかった | 29 | 29 | 13 | 25 | 4 |

② 必要な支援

事件後に必要な支援については、「支援サービスに関する情報提供」が最も高く、続いて「専門家による精神的ケア」のニーズが高くなっていました。

必要な支援において、回答の割合の高い上位12項目

| 区分 | 当県調査 (%) | 割合順位 |
|----------------|----------|------|
| 支援サービスに関する情報提供 | 88 | 1位 |
| 専門家による精神的ケア | 83 | 2位 |
| 支援団体の紹介・連携 | 75 | 3位 |
| 弁護士の紹介・連携 | 75 | 3位 |
| 身近な人からの精神的な支え | 75 | 3位 |
| 相談窓口等に関する情報提供 | 71 | 6位 |
| 病院へ行くときの付き添い | 67 | 7位 |
| 行政手続きの補助 | 67 | 7位 |
| 警察へ行くときの付き添い | 63 | 9位 |
| 検察庁へ行くときの付き添い | 63 | 9位 |
| 見舞金の給付 | 63 | 9位 |
| 加害者に関する情報提供 | 63 | 9位 |

③ その他、支援等に関してのご意見

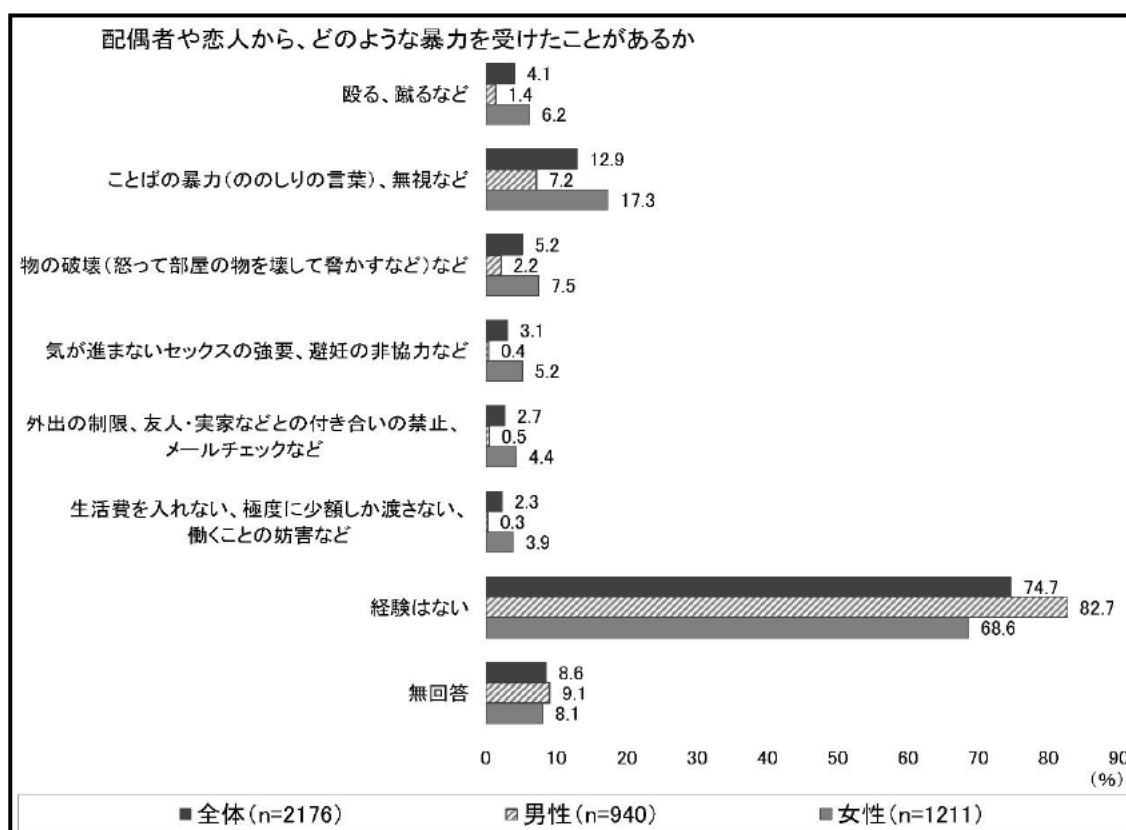
その他、支援に関する意見を自由記載で求めたところ、

- ・ 何かの支援を受けるにも、すべて書類を揃えることが必要でとても大変だった。
- ・ 慣れないところに行く必要があり、本当に不安だった。
- ・ もう少し早く、自立支援の制度を知っていれば、窓口での負担も経済的負担も軽減できた。
- ・ 今後も継続した支援をお願いしたい。

といった意見がありました。

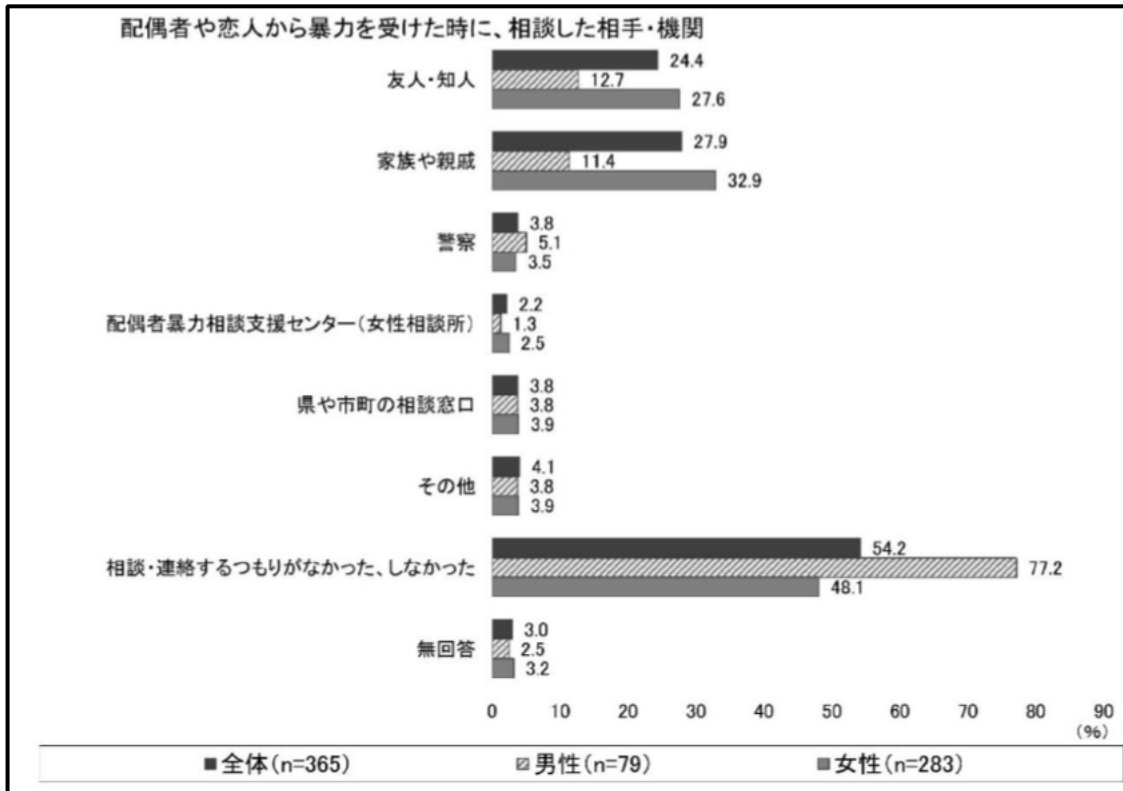
(2) DV被害者の相談経験について

県が、平成 27 (2015) 年に県内に在住する満 20 歳以上の男女 (対象者 5,000 人、有効回収数 2,176 人) を対象に実施した女性の活躍や男女共同参画に関する意識調査によると、DV (配偶者や恋人からの暴力) を受けた経験については、全体では「経験はない」の割合が 74.7%と最も高く、次いで「ことばの暴力 (ののしり言葉)、無視など」の割合が 12.9%となっていました。



出典 平成 27 年度男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査

実際にDVを受けたときに相談・連絡した相手については、全体では「相談・連絡するつもりがなかった、しなかった」の割合が54.2%と最も高く、特に男性ではその割合が77.2%と高くなっていました。



出典 平成 27 年度男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査

○公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの取組

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、犯罪等の被害者やその家族・遺族の方々に対して、精神的支援や必要としている支援を行い、社会全体の犯罪被害者等支援意識の高揚、犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減に資するとともに、支援活動を通じて地域の安全に寄与することを目的に平成 18 (2006) 年に設立された犯罪被害者等支援を専門に行う民間支援団体です。

設立の翌年には、三重県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け、警察からの連絡により、被害を受けた早い時期から必要な支援を開始することができるようになりました。

犯罪被害に遭われた方々は、被害直後から長期にわたり多種多様な問題に直面しますが、このような問題に対して本人だけで解決することは一般的に困難であることが多く、そこで被害に遭われた方々の主体性や自己決定を尊重した、第三者による支援が必要となります。

当センターでは、電話・面接相談を受けたり、日常生活の支援、病院や警察、裁判所への付き添いなど各種支援を行うとともに、他機関とお互いに協力するためのネットワークづくり、さまざまな支援のコーディネートを行うなど、民間ならではの支援を行っています。

多くの方々が、手を差し延べ、社会全体が連携し、被害に遭われた方々を支えることが、ひいては犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現につながります。



Ⅲ 犯罪被害者等支援に関する基本方針について

条例第3条の基本理念に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、次の3つの基本方針を掲げます。

1 犯罪被害者等の基本的人権を重んじ、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること

どのような状況に置かれたとしても個人としての尊厳は、当然重んじられなければなりません。

それにも関わらず、犯罪被害者等は、しばしば被害の責任が犯罪被害者自身にあるかのように見なされたり、被害の実態を理解されなかったりして、社会から孤立することも少なくありません。

犯罪被害者等支援は、尊厳を重んじられるべき個人として、当然に保障される基本的人権の保護を図るためのものであり、支援者は、そのことを念頭に犯罪被害者等の立場に立ち、支援を実施していく必要があります。

また同時に、県民も犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに犯罪被害者等支援施策に協力するなど、支援の輪を広げていく必要があります。

2 犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況などに応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されること

犯罪等の被害には、身体的被害、精神的被害、財産的被害といった被害の内容や犯罪行為との関連性の強さなど被害の状況に差異があります。

また、犯罪被害者等の年齢、性別、家族の有無、家庭の状況、経済的状況、就労・住居の状況、再被害及び二次被害を受けるおそれの有無など、犯罪被害者等が置かれている状況にも差異があります。

犯罪被害者支援は、これら犯罪被害者等の具体的状況の差異に応じて、必要かつ有効な施策を適切に実施していく必要があります。

3 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れなく提供されること

犯罪被害者等が、平穏な生活を回復するまでには、長い時間を要します。

時間の経過や環境の変化、支援の効果等により、犯罪被害者等が、直面する問題は変化し、それに伴い必要とされる支援も変化します。

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の必要とする支援を途切れることなく受けられるよう施策を実施していく必要があります。

IV 犯罪被害者等支援に関する具体的施策について

1 特に注力して取り組む必要のある施策

条例に基づき、犯罪被害者等支援施策を進めていくうえで、計画策定前の時点で以下のような課題があり、それに対して、注力して取り組む必要のある施策をまとめました。

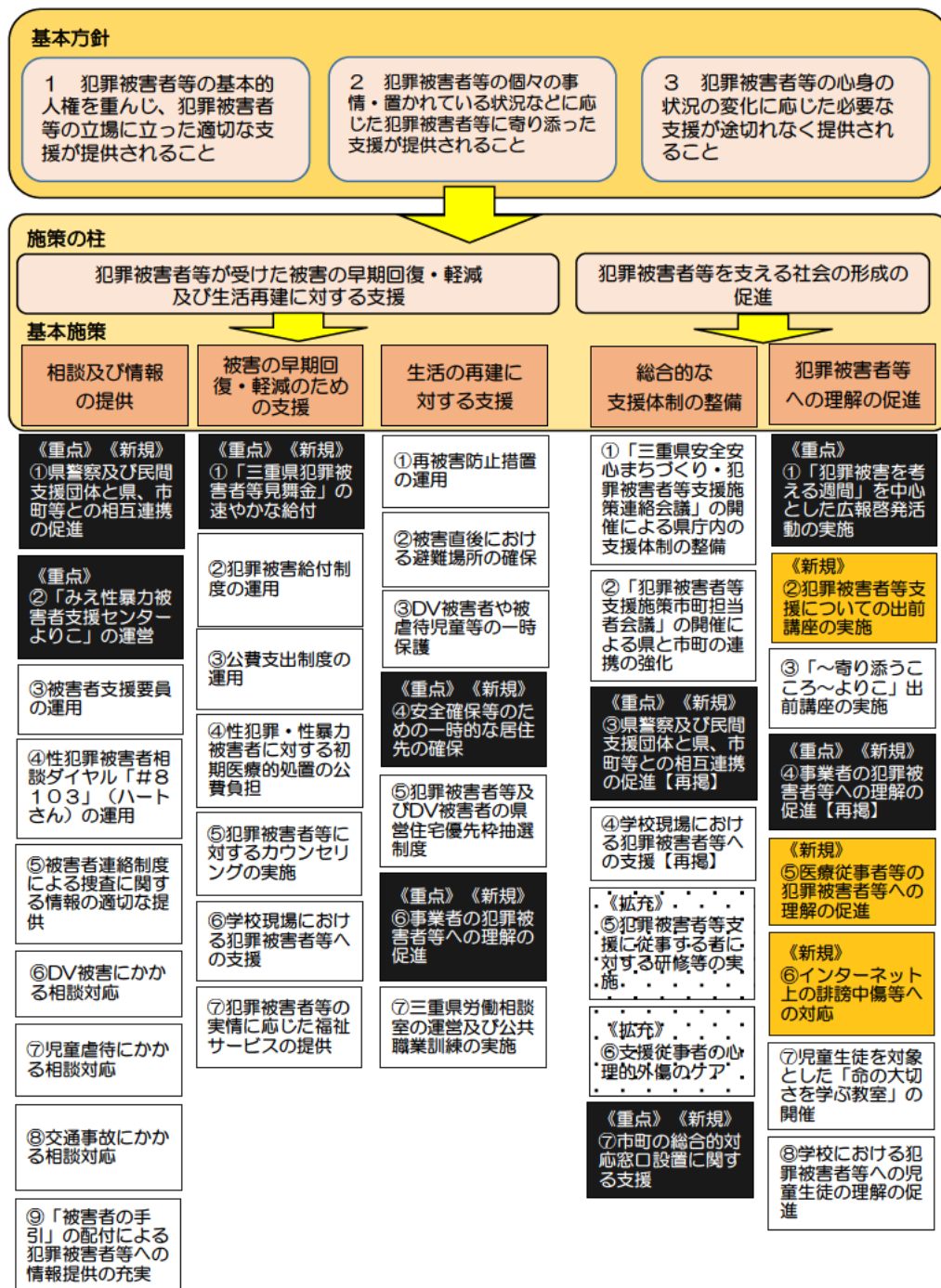
| 本県における犯罪被害者等支援にかかる主な課題 | 特に注力して取り組む必要のある施策 |
|---|--|
| <p>犯罪被害者等支援にかかる体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な支援に適切に繋げるため、関係機関間の顔の見える関係の構築が必要である。 市町における犯罪被害者等の心身の状況に配慮したワンストップ支援窓口設置が必要である。 | <p>県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関相互の連携促進による支援の充実 市町の総合的対応窓口設置に関する支援 市町のワンストップ支援窓口設置等にかかる助言等 |
| <p>「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談件数は、年々増加しているが、被害の特性上、誰にも相談できずにいる被害者が多く存在すると推測される。 男性被害者への対応等、多様化する相談への対応が求められる。 | <p>「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 性犯罪・性暴力被害に遭いやすい世代に届く普及啓発 男性被害者への対応など、多様化する相談へ対応できるような医療機関との連携の強化 |
| <p>「三重県犯罪被害者等見舞金」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な被害者がいることから、個々の事情に応じた対応が求められる。 | <p>「三重県犯罪被害者等見舞金」の速やかな給付</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々なケースに対応できるような事務手続きの整理 |
| <p>一時的な居住先の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> 転居が必要となった場合に、速やかに居住先を確保することが必要となるが、県営住宅は、入居までに一定の時間を要する。 | <p>安全確保等のための一時的な居住先の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い選択肢として、民間賃貸住宅の活用が可能となるような仕組みの検討 |
| <p>雇用の安定と職場における二次被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等の生活の安定を図るため、退職・休職を防止する必要がある。 | <p>事業者の犯罪被害者等への理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 被雇用者が犯罪被害に遭った場合の配慮や二次被害防止にかかる事業者の理解促進 |
| <p>犯罪被害者等に対する県民の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等に対する支援の必要性について、広く県民の理解を促進する必要がある。 | <p>「犯罪被害を考える週間」を中心とした広報啓発活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> イベントや街頭啓発、様々な広報媒体を活用しての県民の理解促進 |

2 具体的施策の体系

具体的施策の体系は、条例第1条「目的」に基づき「犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援」、「犯罪被害者等を支える社会の形成の促進」の2つの「施策の柱」に分け、それぞれの「施策の柱」を条例に沿って複数の「基本施策」に細分化しました。

「基本施策」の下に「施策」を整理し、4年間の計画期間において、特に注力して取り組む必要のある施策を「重点施策」に位置づけて実施します。

施策体系図



3 具体的施策

(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

A 相談及び情報の提供

条例第 15 条 相談及び情報の提供

第 18 条 損害賠償請求に関する支援

《現状・課題》

犯罪被害者等は、突然、事件・事故に遭遇し、生活が激変したり、精神的なショックを受けたりして、心身ともに日常生活を送ることさえ難しい状態となっている中で、事情聴取等の捜査協力や、公判への出廷、各種行政手続きの申請、民事訴訟の提起など、それまで体験したことのない、さまざまなことに対応していかなければなりません。

県で実施した犯罪被害者等実態調査において、「事件後に必要な支援について必要だと思うものは」と尋ねたところ、「支援サービスに関する情報提供」が最も多く挙げられたことから、犯罪被害者等の状況に応じて、必要な支援サービスが受けられるよう、情報の提供が必要です。

犯罪被害者等の心情に寄り添った相談、実情に応じた支援が不可欠です。

《施策》

| 施策名 | 施策概要 | 主担当部 |
|---|--|-------|
| 《重点施策》 ① 県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進 | 犯罪発生直後から犯罪被害者等支援を実施する警察、犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと各種行政サービスの窓口である県、市町その他関係機関の相互の連携を促進し、支援の充実を図ります。 | 環境生活部 |

| 施策名 | 施策概要 | 主担当部 |
|---|---|---------|
| <p>《重点施策》</p> <p>②「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営</p> | <p>性犯罪・性暴力の被害者専門相談窓口「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を運営し、性犯罪・性暴力被害者の相談・支援を行います。</p> <p>誰にも相談できずにいる犯罪被害者等が多く存在すると考えられることから、効果的な普及啓発を行い、「よりこ」の社会的認知度の向上を図ります。</p> <p>また、多様化する相談に対応できるよう医療機関との連携協定を充実させます。</p> | 環境生活部 |
| <p>③被害者支援要員の運用</p> | <p>殺人、強姦性交等、傷害、交通死亡事故などの身体的、精神的被害が大きい事件が発生した場合、被害者支援要員を配置し、病院等への付き添い、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする関係機関の紹介など、各種支援活動を行います。</p> <p>また、二次被害防止のため、被害者支援要員の知識・能力の向上を図ります。</p> | 警察本部 |
| <p>④性犯罪被害者相談ダイヤル「#8103」(ハートさん)の運用</p> | <p>全国統一の性犯罪被害相談ダイヤル「#8103」(ハートさん)により、性犯罪被害者からの相談に対応します。</p> <p>「#8103」の認知度を高め、性犯罪被害の潜在化を防止するため、各種広報媒体を利用して、周知に努めます。</p> | 警察本部 |
| <p>⑤被害者連絡制度による捜査に関する情報の適切な提供</p> | <p>犯罪被害者等の要望に応じて、連絡責任者を指定するなどして捜査状況等の情報を提供するように努めます。</p> | 警察本部 |
| <p>⑥DV被害にかかる相談対応</p> | <p>女性(婦人)相談員が、DV被害に悩む方の相談に応じるとともに、弁護士による専門相談を実施し、犯罪被害者等支援を行います。</p> <p>また、多様化、複雑化する相談に対し、適切な情報提供を行うため、女性(婦人)相談員の専門性の向上にむけて研修を行うなど、相談体制の充実を図ります。</p> | 子ども・福祉部 |

| 施策名 | 施策概要 | 主担当部 |
|---------------------------------|--|---------|
| ⑦ 児童虐待にかかる相談対応 | 児童虐待にかかる相談を実施します。養育相談の窓口である市町との連携をより強化します。 | 子ども・福祉部 |
| ⑧ 交通事故にかかる相談対応 | 交通事故相談において、示談や損害賠償請求にかかる情報提供を行います。相談員の資質向上に努め、的確に助言します。 | 環境生活部 |
| ⑨ 「被害者の手引」の配付による犯罪被害者等への情報提供の充実 | 刑事手続きや関係機関・団体の犯罪被害者等支援施策をわかりやすく取りまとめた「被害者の手引」を犯罪被害者等に配付し、刑事手続き、損害賠償請求等に関する情報提供を行います。 | 警察本部 |

※相談窓口一覧については、○ページに記載。

○みえ性暴力被害者支援センター よりこの取組

「みえ性暴力被害者支援センター よりこ（以下、「よりこ」という。）」は、平成 27（2015）年6月1日に本県の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとして開設しました。

性犯罪・性暴力被害者一人ひとりの状況に応じた支援を行い、被害者の負担の軽減と心身の早期回復を図るとともに被害の潜在化の防止に努めています。

「よりこ」では、電話、メール、面接等にて相談を受けており、相談件数は、年々増加しています。これは、「よりこ」の周知が図られてきたためであると推測されます。しかし、性犯罪・性暴力被害の特性上、誰にも相談できずにいる被害者が数多く存在すると考えられます。

「よりこ」への相談は、被害直後から過去の被害に至るまで幅広い時期における、「性的被害」に関するものが主な内容となっており、専門の相談員が電話相談等のほか、必要に応じて、法律相談、心理相談、医療機関や関係機関の紹介、法廷、病院、警察等への付き添い、自宅訪問、日常生活の支援等を実施しています。

性犯罪・性暴力被害は、被害者に落ち度があるかのように見なされたり、噂を流されたりする二次被害に遭う可能性の高い被害です。勇気を出して、支援を求めた被害者が二次被害に遭わないよう、支援に関わる医療従事者、支援従事者等には、被害者の心情に配慮した対応が求められます。また、被害の潜在化を防止するため、悩まず相談することが出来る環境づくりが必要です。



(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

B 被害の早期回復・軽減のための支援

条例第 16 条 経済的負担の軽減

第 17 条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

《現状・課題》

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった直接的な損害を受けるだけでなく、被害後、退職を余儀なくされる等、収入が減少・途絶する場合があります。加えて、医療費、転居費、交通費、裁判費用等の新たな負担が生じるなど、経済的に困窮することが少なくありません。犯罪被害者等実態調査では、63%の方が、「収入が減り、生活が苦しくなった」と回答しています。

こうしたことから経済的な負担を軽減する支援が求められます。

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、自分自身や家族が犯罪等の対象とされたこと自体から精神的被害を受けます。また、周囲の偏見や心無い言動等による二次被害でさらに精神的な苦痛等を受けます。

犯罪被害者等実態調査において、必要な支援として「専門家による精神的なケア」が「支援サービスに関する情報提供」に次いで、ニーズが高かったことから、カウンセリング等の精神的なケアなどが受けられる体制を整えること等が必要です。

《施策》

| 施策名 | 施策概要 | 主担当部 |
|---|--|-------|
| <p>《重点施策》</p> <p>①三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな給付</p> | <p>被害直後から医療費等さまざまな費用負担を強いられる犯罪被害者等に遺族見舞金、重傷病見舞金、精神療養見舞金を給付し、犯罪被害者等の被害直後における経済的負担を軽減します。</p> <p>速やかな給付に努めるとともに制度の周知を図ります。</p> | 環境生活部 |
| <p>②犯罪被害給付制度の運用</p> | <p>犯罪被害給付制度により、遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金を給付し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担を軽減します。</p> <p>制度の周知を図るとともに犯罪被害給付の早期裁定につながるよう努めます。</p> | 警察本部 |

| 施策名 | 施策概要 | 主担当部 |
|------------------------------|--|---------|
| ③ 公費支出制度の運用 | 公費支出制度により、医療費、カウンセリング費用、ハウスクリーニングに要する経費等の一部を公費で負担します。制度の積極的な運用及びその周知に努めます。 | 警察本部 |
| ④ 性犯罪・性暴力被害者に対する初期医療的処置の公費負担 | 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」に相談の性犯罪・性暴力被害者に対する緊急避妊処置料、性感染症検査費用等の初期医療的処置を公費で負担します。制度の積極的な運用及びその周知に努めます。 | 環境生活部 |
| ⑤ 犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施 | 臨床心理士資格等を有する職員により、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施します。カウンセラーの積極的な運用に努めるとともにカウンセリング技術・能力の向上に努めます。 | 警察本部 |
| ⑥ 学校現場における犯罪被害者等への支援 | スクールカウンセラーにより、犯罪被害者等である児童生徒の精神的なケアを実施するとともに教職員とスクールソーシャルワーカーが、関係機関との積極的な連携に努めます。 | 教育委員会 |
| ⑦ 犯罪被害者等の実情に応じた福祉サービス等の提供 | その他、生活福祉資金貸付制度や授業料減免制度、生活保護制度など犯罪被害者等が実情に応じて利用できる福祉サービスや各種助成制度等の情報を提供し、支援に繋がられるよう、犯罪被害者等支援に従事する支援従事者の資質向上や関係機関の連携を強化します。 また、毎年度、県の犯罪被害者等支援施策を取りまとめた「犯罪被害者等支援関連事業」を作成し、わかりやすい情報提供に努めます。 加えて、市町における犯罪被害者等支援施策集の作成を支援します。 | 環境生活部 他 |

(1) 犯罪被害者等を受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

C 生活再建に対する支援

条例第 19 条 安全の確保

第 20 条 居住の安定

第 21 条 雇用の安定

《現状・課題》

犯罪被害者等は、加害者から再び危害を加えられる再被害を受けるおそれや再被害を受けるのではないかという不安を持っています。そのような不安から被害の届け出を躊躇するようなことのないよう、不安を取り除き、安全を確保する必要があります。

また、報道機関等からの取材等による二次被害から逃れるためなど、一次的な転居等が必要になることがあり、場合によっては、犯罪等により従前からの住居に居住することが困難となることもあります。

被害後、精神的・身体的被害による仕事の能率低下、治療のための入院・通院、捜査協力や裁判への出廷等、仕事に支障をきたす場合があります。また、職場において二次被害を受け、出勤がなくなるなど、事件後に仕事を休職または、退職せざるを得なくなる場合が多く、犯罪被害者等実態調査でも 54% が「事件がきっかけで、退職・休職しなければならなかった」と回答しています。職場における犯罪被害者等への理解の促進や二次被害の防止、職を失った場合の雇用の支援が必要です。

《施策》

| 施策名 | 施策概要 | 主担当部 |
|-------------|--|------|
| ①再被害防止措置の推進 | 再被害を受けるおそれがある犯罪被害者等を再被害防止対象者に指定し、非常時の通報要領や自主警戒などの防犯にかかる指導及び助言を行うとともに、パトロールの強化、防犯機材等の貸与、犯罪被害者等の個人情報の保護など、安心して生活できるよう、再被害防止策を講じます。 | 警察本部 |

| 施策名 | 施策概要 | 主担当部 |
|---|--|---------|
| ②被害直後における緊急避難場所の確保 | <p>自宅が犯罪行為の犯罪現場になるなど、自宅での居住が困難になった場合で、自ら居住場所を確保できない場合等に宿泊費用を公費で負担し、緊急避難場所を確保します。</p> <p>制度の積極的な運用を図り、犯罪被害者等の安全の確保に努めます。</p> | 警察本部 |
| ③DV被害者や被虐待児童等の一時保護 | <p>DV被害者や同伴する児童、被虐待児童等の安全を確保するため、関係機関等と連携し、速やかに一時保護を行います。また、DV被害者については、自立支援に向けて取り組みます。</p> | 子ども・福祉部 |
| <p>《重点施策》</p> <p>④安全確保等のための一時的な居住先の確保</p> | <p>犯罪被害や二次被害・再被害防止のために一時的に転居が必要となった際の居住先を速やかに確保するため、不動産関係団体等との協定も視野に入れて、効率的な方法について検討します。</p> | 環境生活部 |
| ⑤犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅優先枠抽選制度の運用 | <p>県営住宅の入居者の公募にあたり、犯罪被害者等及びDV被害者は、一定割合で設置する優先枠において、一般世帯に先立って抽選を行い、落選しても一般世帯とともに再度抽選に参加できることとしています。</p> <p>また、緊急に迫られる事情がある場合は、公募によらず国の承認を得て、1年を超えない期間に限り県営住宅への入居が可能です。</p> <p>制度の周知及び速やかな対応に努めます。</p> | 県土整備部 |
| <p>《重点施策》</p> <p>⑥事業者の犯罪被害者等への理解の促進</p> | <p>県内の事業者、事業者団体に対し、犯罪被害者等への理解の促進と必要な配慮等について、啓発を実施し、被害後の退職、休職及び職場における二次被害の防止等を図ります。</p> | 環境生活部 |

| 施策名 | 施策概要 | 主担当部 |
|-------------------------|--|-------|
| ⑦三重県労働相談室の運営及び公共職業訓練の実施 | 三重県労働相談室において、労働にかかわるあらゆる困りごとの相談を受け付け、適切な支援に繋げるとともに、離転職者の早期再就職に向けた必要な訓練等を実施します。 | 雇用経済部 |

○三重弁護士会における犯罪被害者等支援の取組

弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としています。被害者支援は、公益活動の一環として非常に重要な活動と捉えています。

そこで、三重弁護士会では、犯罪被害者支援センターを設置し、犯罪被害者等に対する被害回復のための法律相談、損害賠償請求等の示談交渉、裁判における代理人活動、刑事裁判における被害者参加弁護士、犯罪被害者保護活動（マスコミ対応）、加害者からの権利侵害の予防などの対応に当たっています。

同センターでは相談者の心情に寄り添った活動を行うと共に適切な情報提供ができるよう、関係機関と連携しながら、会内でも研修等を実施しております。



○日本司法支援センター（法テラス）における犯罪被害者等支援の取組

法テラスは、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現するために、政府全額出資によって設置された法人です。

法テラスでは、犯罪被害者支援ダイヤル及び全国の地方事務所において、殺人、傷害、性犯罪、配偶者からの暴力（DV）などの犯罪被害に遭われた方々やそのご家族の方などからの問合せを受け付け、個々の状況に応じた相談窓口の案内、利用できる法制度などの支援情報を提供しています。

また、事案により法律の専門家の力が必要な場合は、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介しているほか、一定の要件に該当される方には弁護士費用等の援助制度の利用を案内するなど、犯罪被害者等を多角的にサポートしています。



(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

A 総合的な支援体制の整備

条例第 8 条 総合的な支援体制の整備

第 10 条 支援従事者の育成

第 11 条 支援従事者に対する支援

第 12 条 民間支援団体に対する支援

第 13 条 市町に対する支援

《現状・課題》

犯罪被害者等支援にかかる総合的対応窓口は、県内の全市町において設置されていますが、実際に犯罪被害者等への支援に対応した経験のある市町はまだ少数です。県内全域において、適切な支援に確実に繋ぐ取組が必要です。

犯罪被害者等支援施策における国、市町、県のそれぞれの役割は、国は制度の企画立案や全国的に一定の水準を確保するための基準設定、市町は、住民にとって最も身近な存在であり、かつ、保健医療・福祉制度の実施主体であることから、一次的な相談窓口としての役割が期待されます。

県は、市町域を超える対応や県全域にまたがる関係機関との調整等、広域性やより専門性の求められる取組を実施し、犯罪被害者等が県内のどこに住んでも適切な支援が受けられるよう、国や市町、関係機関等と連携しながら、総合的な支援体制を構築していく必要があります。

最も早期に犯罪被害者等に接する可能性が高いのは、警察であり、必要に応じて被害者支援要員を配置して、犯罪被害者等支援を実施しています。しかし、事件発生からの時間の経過とともに必要な支援は変遷していきます。また、犯罪被害者等の個々の事情はさまざまであり、必要とされる支援も千差万別となります。このため、各種保健医療サービスや福祉サービス、経済的支援など、国、市町、県、さまざまな主体が実施している支援サービスに繋げることが必要となってきます。こうした保健医療サービスや福祉サービスの窓口も犯罪被害者等が各種行政手続きをする窓口も市町であることが多いので、警察本部及び警察署と市町の犯罪被害者等支援担当者の連携が、円滑な支援にとって極めて重要です。

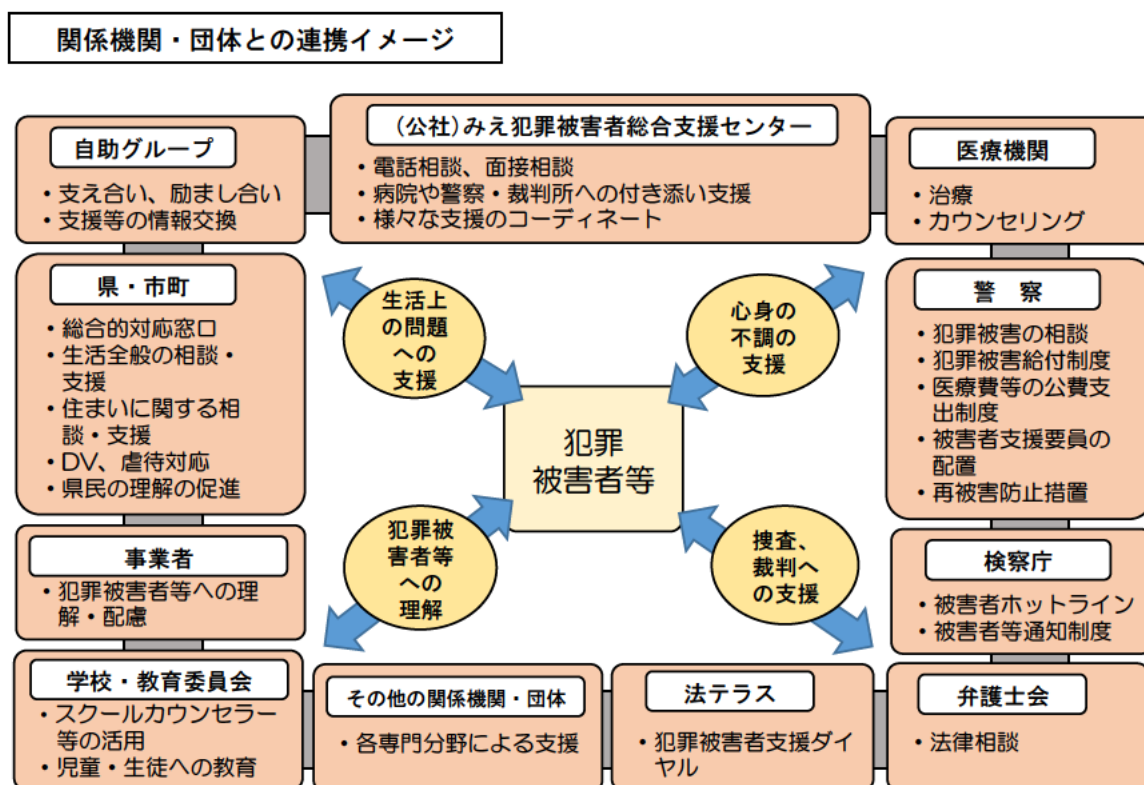
加えて、犯罪被害者等が児童生徒の場合、当該児童生徒の通う学校と十分連携を取り、学校においても当該児童生徒を支える体制を一層充実させる必要があります。

また、犯罪被害者等に対する支援は、市町等の窓口へ行政手続きに訪れた際が起点となることもあります。犯罪被害者等が国、県、市町、民間支援団体等、いずれの機関に支援を求めても、必要な支援が途切れなく提供される必要があります。

犯罪被害者等は、突然、事件・事故に遭遇し、生活が激変したり、精神的なショックを受けたりして、心身ともに通常の日常生活を送ることさえ難しい状態となります。県で実施した犯罪被害者等実態調査において、「家事、育児、介護などができなくなった」かどうかの質問について「あてはまる」、「ややあてはまる」と回答した方は46%と、「全くあてはまらない」「あまりあてはまらない」と回答した33%を上回っていることから、被害前にはできていたことができない状態に置かれてしまう様子がうかがえます。

こうした状況のなかで、各種手続きを一人で進めていくことは非常に困難です。同実態調査において、「役所の手続きが分からず困った」と67%の方が回答しています。

そうしたことから、犯罪被害者等の心身の状態に配慮しつつ、被害の早期回復又は軽減が図られるよう、関係機関が連携し、各種行政手続き等が円滑に進められるような支援も必要です。



三重県庁内支援体制イメージ

三重県

知事部局

- 総合的対応窓口
- 総合的な支援体制の整備
 - ・県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進
 - ・市町の総合的対応窓口設置に関する支援
 - ・犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修の実施
- 犯罪被害者等への理解の促進
 - ・「犯罪被害を考える週間」中心とした広報啓発の実施
 - ・事業者の犯罪被害者等への理解の促進
- 三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな給付
- DV・児童虐待相談対応、一時保護
- 県営住宅優先枠抽選制度の運用
- 三重県労働室の運営、公共職業訓練の実施
- 犯罪被害者等の実情に応じた福祉サービス等提供
- 三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会の運営 等

教育委員会

- 学校における犯罪被害者等への支援（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの運用及び関係機関との連携）
- 学校における児童・生徒の犯罪被害者等への理解促進 等

警察

- 被害者支援要員の運用
- 性犯罪被害者相談ダイヤル「#8103」の運用
- 被害者連絡制度による捜査に関する情報の適切な提供
- 「被害者の手引」の配付
- 犯罪被害給付制度の運用
- 公費支出制度の運用
- 再被害防止措置の推進
- 県民の犯罪被害者等への理解の促進
- 児童・生徒を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催 等

《施 策》

| 施 策 名 | 施 策 概 要 | 主 担 当 部 |
|---|---|---------|
| ①「三重県安全安心まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議」の開催による県庁内の支援体制の整備 | 犯罪被害者等支援は多岐にわたっていることから、庁内関係部局間の連携が必要です。このため、「三重県安全安心まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議」を開催し、庁内の情報共有と適切な支援に繋げていく体制を整えます。 | 環境生活部 |
| ②「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」の開催による県と市町の連携の強化 | 「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」を開催し、市町へ好事例の紹介等、情報の提供をするとともに県と市町の相互補完的な役割分担に基づく、連携の強化を図り、県、市町、いずれに犯罪被害者等が支援を求めても、必要な支援が滞りなく、途切れなく提供されるような体制を整備します。 | 環境生活部 |

| 施策名 | 施策概要 | 主担当部 |
|---|---|-----------------------|
| <p>《重点施策》 ③県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進【再掲】</p> | <p>犯罪発生直後から犯罪被害者等支援を実施する警察、犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと各種行政サービスの窓口である県、市町その他関係機関の相互の連携を促進し、支援の充実を図ります。</p> | <p>環境生活部</p> |
| <p>④学校現場における犯罪被害者等への支援【再掲】</p> | <p>スクールカウンセラーにより、犯罪被害者等である児童生徒の精神的なケアを実施するとともに教職員とスクールソーシャルワーカーが、関係機関と積極的な連携に努めます。</p> | <p>教育委員会</p> |
| <p>⑤犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の実施</p> | <p>犯罪被害者等に寄り添った支援を提供できるよう、犯罪被害者等支援に従事する支援従事者*1の二次被害防止や犯罪被害者等の個人情報適切な取り扱いを含めた資質向上に資する研修等を行います。</p> | <p>環境生活部</p> |
| <p>⑥支援従事者の心理的外傷のケア</p> | <p>支援従事者が犯罪被害者等支援を行う過程において、強い心理的外傷を受ける場合があるため、支援従事者を対象としたストレスに関する研修を行うほか、精神科医や臨床心理士によるカウンセリングの受診など、支援従事者の精神的ケアの充実を図ります。</p> | <p>環境生活部 警察本部</p> |
| <p>《重点施策》 ⑦市町の総合的対応窓口設置に関する支援</p> | <p>市町のワンストップ支援窓口設置や総合的対応窓口の機能強化など、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと連携した支援を実施します。 迅速で適切な支援施策が提供できるよう、市町の犯罪被害者等支援施策集の作成を支援します。</p> | <p>環境生活部</p> |

*1 支援従事者：県及び市町の職員その他犯罪被害者等支援に従事する者（条例第10条）

(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

B 犯罪被害者等への理解の促進

条例第 22 条 県民の理解の促進

第 23 条 学校における教育の促進

《現状・課題》

条例では第 2 条で二次被害について、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいうと規定しています。

二次被害は、犯罪被害者等にとって深刻な問題であり、被害の早期の回復又は軽減等の妨げとなることから、二次被害を防止する必要があります。

犯罪被害者等実態調査によると、50%の方が「噂をたてられたり、心無い言葉に傷つけられたりした」と回答しています。

また、平成 19 年と 10 年以上前になりますが、県警察本部と社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター（現：公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター）が、実施した意識調査では、犯罪被害に遭ったことのない県民は、犯罪被害者等は何らかの支援を受けているのだろうと捉えているが、実際に支援を受けた方は、少なかったという結果でした。

犯罪被害者等がどのような状況に置かれているか、周囲はどのように接し、支えていくことができるのかということについて、県民の理解を促進する必要があります。

犯罪被害者等が二次被害を受けないように、学校においては、児童、生徒に対して犯罪被害者等の人権について理解を深める教育を実施する必要があります。

《施策》

| 施策名 | 施策概要 | 主担当部 |
|--------------------------------------|--|---------------|
| 《重点施策》 ①「犯罪被害を考える週間」を中心とした広報啓発の実施 | 「犯罪被害を考える週間」を中心に、広く県民に犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性の理解促進を図るため、「犯罪被害者支援を考える集い」の開催のほか、広報誌やホームページ、新聞、ラジオなど各種広報媒体を活用した啓発を実施します。 | 環境生活部 警察本部 |

| 施策名 | 施策概要 | 主担当部 |
|-----------------------------------|---|-------|
| ② 犯罪被害者等支援についての出前講座の実施 | 犯罪被害者等支援についての出前講座として、自治会や事業所等へ県の職員が赴き、犯罪被害者等支援の必要性等についてお伝えし、犯罪被害者等への理解促進を図ります。 | 環境生活部 |
| ③ 「～寄り添うところ～よりこ」出前講座の実施 | 「～寄り添うところ～よりこ」出前講座として、自治会や事業所等へ県の職員が赴き、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の支援内容等についてお伝えし、「よりこ」の認知度の向上及び性暴力被害の潜在化防止を図ります。 | 環境生活部 |
| 《重点施策》 ④ 事業者の犯罪被害者等への理解の促進【再掲】 | 県内の事業者、事業者団体に対し、犯罪被害者等への理解の促進と必要な配慮等について、啓発を実施し、被害後の退職、休職及び職場における二次被害の防止等を図ります。 | 環境生活部 |
| ⑤ 医療従事者等の犯罪被害者等への理解の促進 | 犯罪被害者等に最初に接する可能性の高い医療従事者等に対し、犯罪被害者等の心情や支援についての理解の促進を図るため、研修などを実施します。 | 環境生活部 |
| ⑥ インターネット上の誹謗中傷等への対応 | 犯罪被害者等がインターネット上の誹謗中傷等問題のある書き込みによって二次被害を受けた場合は、関係機関と連携し、速やかに削除されるよう働きかけます。 | 環境生活部 |
| ⑦ 生徒を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催 | 生徒を対象に犯罪被害者等の講演等による「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、生徒の犯罪被害者等への理解を深めるとともに規範意識の向上を努めます。 | 警察本部 |
| ⑧ 学校における児童・生徒の犯罪被害者等への理解の促進 | 「人権教育ガイドライン」等を活用し、犯罪被害者等の人権にかかわる問題を解決するための教育を実施し、児童・生徒の犯罪被害者等への理解を促進します。 | 教育委員会 |

4 進捗管理

(1) 進捗管理

計画の進捗管理については、年度ごとに犯罪被害者等支援施策の実施状況を年次報告書としてとりまとめ、計画策定に際して意見を聴取した有識者会議である三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会の意見を聴取したうえで公表するとともに同協議会からの意見を踏まえ、進捗状況を点検し、施策の実施に反映させます。

(2) 数値目標

犯罪被害者等支援施策の取組の進捗を客観的に判断するため、以下の数値目標を設けます。

① 犯罪被害者等支援施策集作成市町数

犯罪被害者等支援施策や相談窓口等を取りまとめた「犯罪被害者等支援施策集」を各市町が作成することで、市町内における連携を促進するとともに、ワンストップ支援窓口設置など、迅速で適切な支援に結びつく体制の整備に資することができます。

② 「公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター」の認知度

③ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度

県民の犯罪被害者等への理解が促進されることにより、上記相談窓口の認知度が向上すると考えられます。また、これらの窓口を知っている県民が増えれば、より多くの犯罪被害者等が支援窓口につながることを期待できます。

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 対応する基本施策 |
|-------------------------------|-------------|------------------|---|
| ① 犯罪被害者等支援施策集作成市町数 | 1 市町 | 29 市町 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談及び情報の提供 ・被害の早期回復・軽減のための支援 ・生活の再建に対する支援 ・総合的な支援体制の整備 |
| ② 「公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター」の認知度 | 10月 調査予定 | 決定 現状値 判明後 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談及び情報の提供 ・犯罪被害者等への理解の促進 |
| ③ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度 | 10月 調査予定 | | <ul style="list-style-type: none"> ・相談及び情報の提供 ・犯罪被害者等への理解の促進 |

※現状値は令和元年度の値、目標値は令和5年度の値です。

※②、③の目標項目は、電子アンケートシステム「三重県e—モニター」において、それぞれ「知っている」と回答した人の割合とします。

V 資料

- 1 三重県犯罪被害者等推進計画用語集
- 2 三重県犯罪被害者等支援条例
- 3 犯罪被害者等基本法
- 4 「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」制定にあたっての犯罪被害者等
実態調査結果
- 5 相談窓口・総合的対応窓口一覧
- 6 三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会名簿
- 7 三重県犯罪被害者等見舞金給付要領